

子ども・若者ビジョン(仮称) (素案概要)

第1 子ども・若者の成長を応援する社会を目指して

(状況認識)

- ・ グローバリズムの進展により、多様な価値観を持つ人たちとの共生が必要に
- ・ 情報化の更なる進展は、視野や見識を広げる一方、被害等の負の影響の懸念があり、情報等を適切に使いこなす能力の取得が課題
- ・ 雇用環境が大きく変化し、非正規雇用の増大、フリーター・ニートの数の高止まり
- ・ 経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化は、「子どもの貧困」問題としてもクローズアップ
- ・ 児童虐待被害
- ・ 家庭や地域の養育力の低下の指摘
- ・ 社会全体で子ども・若者を見守り、育てる機能を果たす必要
- ・ 大人が自覚を持って社会の在り方を見直すとともに、必要な費用は「未来への投資」「社会への投資」と位置づけて施策を推進

(「子ども・若者ビジョン」の策定)

ビジョンの策定に当たっては、次のような視点から検討

- ・ 育成の「対象」ではなく、社会を構成する重要な「主体」として尊重
- ・ 子ども・若者を中心に据え、地域ネットワークの中での成長を支援
- ・ 「すべて」の子ども・若者と、「困難を抱えている」子ども・若者の両方を支援
- ・ 「今」を生きる子ども・若者を支えるとともに、「将来」をよりよく生きるための成長も支援
- ・ 大人がその役割の重要性を認識し、積極的によりよい社会づくりを推進

第2 基本的な方針

1 5つの理念

(1) 子ども・若者の最善の利益を尊重

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者の個人としての尊厳を重んじ、その意見を十分尊重するとともに、その最善の利益を考慮

(2) 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー

子ども・若者と大人がお互いに尊重しあいながら、社会を構成する担い手として共

に生きていくことを目指す

(3) 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援

子ども・若者が社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立するとともに、未来を切り開く社会の能動的形成者となるよう、健やかな成長・発達を支援

(4) 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施

社会全体で分野、主体の壁を越えて互いに連携、協力しながら、一人一人の状況、性別等に応じて抱えている問題が異なることにも配慮しつつ、きめ細やかな支援を行っていく必要。このような連携・協力を通じて、すべての子ども・若者が確かな社会生活を始めることができるよう支援

(5) 大人社会の在り方の見直し

大人自らが責任を自覚して子ども・若者のモデルとなるよう努めるとともに、社会の改善に取り組むことができるよう、社会の在り方の見直し

2 3つの重点課題

(1) 子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組

(良好な家庭的環境の確保、大人社会の在り方の見直し、豊かな人間性の育成、基本的な生活習慣の形成、体力の向上、基礎学力の保障、子ども・若者の意見表明機会の確保、社会参加・体験活動等の能動的活動の充実、異文化理解のための活動、キャリア教育・職業教育の充実)

(2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組

(ニートやひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者、障害のある子ども・若者等やその家族を支援。社会的養護を必要とする子どもを支援。「子どもの貧困」等について、積極的な取組を推進)

(3) 地域における多様な担い手の育成

(家族や地域の機能を補完する活動の支援、縦割りを排した官民、行政と地域のネットワークや、子ども・若者自身のネットワークの強化、開かれた学校づくり等(民間人の活用を含めた地域での教育支援体制の強化)、子ども・若者に関する問題を第三者的立場から調整し、解決する仕組み(「子どもオンブズパーソン」)の普及)

第3 子ども・若者等に対する施策の基本的方向

1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する

(1) 子ども・若者の自己形成支援

① 日常生活能力の習得

(基本的な生活習慣の形成)

生活習慣の形成に向けた取組の推進／食育の取組の推進

(コミュニケーション能力や規範意識等の育成)

発表・討論などの学習や道徳教育の充実／体験活動の充実／非行防止教室の推進

(体力の向上)

体育の授業や運動部活動の充実等

② 多様な活動機会の提供

(集団遊びの機会の確保)

集団遊びの場の確保／学習活動やスポーツ・文化芸術活動、レクリエーション等の機会の提供

(読書活動の推進)

読書活動の推進

(地域等での多様な活動)

様々な体験活動、異世代間・地域間交流等の活動の機会の提供／農山漁村での農林漁業体験活動等の推進

(生涯学習への対応)

学習機会の充実／学習成果を適切に評価するための仕組みづくり／女性の生涯にわたる学習機会の充実

(多様な価値観に触れる機会の確保等)

調べ学習や国際交流等を通じた多様な価値観に触れる機会の確保／情報機器を用いた世界の人々とコミュニケーションがとれるようになるための支援

③ 学力の向上

(知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立)

知識・技能の習得／思考力・判断力・表現力等の育成／学習意欲の向上や学習習慣の確立

(基礎学力の保障)

小中学校段階における、特に学力不十分な子どもへの個別サポートの充実／【P】

(高校教育の質の保障)

高校を卒業できるようにするための、学習面や生活面での支援／十分な基礎学力を身に付けられなかった子どもの学び直しの推進

(学校教育の情報化の推進)

情報通信技術を活用した情報活用能力の向上

(「協働教育」の推進)

情報通信技術の利活用による、子ども同士が教え合い、学び合う「協働教育」の推進

④ 大学教育等の充実

(教育内容の充実)

大学・専修学校等における教育内容・方法の改善／質の高い教育の展開／社会人を始めとする学習者に対応するための取組の促進／【P】

⑤ 経済的支援

(経済的支援の充実)

子ども手当による支援／高校の実質無償化の定着／市町村が実施する就学援助の促進／大学等が実施する授業料減免措置の支援／奨学金の充実

(2) 子ども・若者の社会形成・社会参加支援

① 社会形成への参画支援

(社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進)

「シティズンシップ教育」（社会の一員として権利と義務を行使し、社会に積極的に関わろうとする態度などを身に付けるための教育）の推進／【P】

(子ども・若者の意見表明機会の確保)

審議会等における委員公募制の活用／インターネット等を活用した意見の公募／子ども・若者の意見を積極的に反映するための、審議会等における委員構成への配慮

② 社会参加の促進

(ボランティアなど社会参加活動の推進)

地域社会への参画の支援（市民性・社会性の獲得）

(国際交流活動)

国際交流や異文化体験の機会の提供

(3) 子ども・若者の健康と安心の確保

① 健康の確保・増進

(安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療の充実等)

「子ども・子育てビジョン」に基づく安心で安全な妊娠・出産の確保や小児医療の充実等

(思春期特有の課題への対応)

未成年者の喫煙及び飲酒の防止／人工妊娠中絶、性感染症罹患、女性の思春期やせ症の減少に向けた取組

(健康教育の推進)

学校における健康教育の充実・推進（心の健康、薬物乱用防止、発達段階に応じた性）

② 相談体制の充実

(学校における相談体制の充実)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用等

(地域における相談、医療機関での対応)

子どもの発育・発達や心の健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する相談の充実等

(4) 若者の職業的自立、就労等支援

① 就業能力・意欲の習得

(勤労観・職業観と職業的自立に必要な能力の形成)

キャリア教育・職業教育の体系的な充実（職場体験・インターンシップ等の活用等）／男女共に経済的に自立していくことの重要性への配慮

(能力開発)

フリーター等を対象としたジョブ・カード制度の推進／大学・専修学校等における人材養成の推進

② 就労等支援の充実

(高校生等に対する就職支援)

「高卒就職ジョブサポーター」を配置による円滑・的確な就職支援

(大学生等に対する就職支援等)

適職選択のための各種セミナーの開催／「大卒就職ジョブサポーター」等による情報提供／一人一人に応じた職業相談・職業紹介等の支援

(職業的自立に向けての支援)

公共職業安定所における職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫した支援／トライアル雇用制度の積極的な活用

(起業支援)

若年起業家に対する設備投資や低利融資の実施

2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

(1) 困難な状況ごとの取組

① ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等

(社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するための取組)

教育、福祉、保健、医療、雇用など様々な機関のネットワークによる専門性を生かした支援の実施

例) 子ども・若者支援地域協議会の設置促進／訪問支援（アウトリーチ）

等に携わる人材養成を図る研修／体験活動に取り組む機会の提供

無業女性が「家事手伝い」として潜在化しやすいこと、支援機関が女性に活用されていないことへの配慮

(ニート等の若者への支援)

「地域若者サポートステーション」事業の実施（専門的な相談、若者支援機関のネットワークを活用した誘導等）

(ひきこもりへの支援)

精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等における相談・支援の実施／「ひきこもり地域支援センター」等一次的な相談窓口の整備

(不登校の子ども・若者への支援)

未然防止、早期発見・早期対応につながる取組の推進／学校内外における相談体制の整備

(心の問題への対応)

専門機関等における相談の充実／スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など相談体制の整備／地域人材を活用した家庭教育支援の推進

(高校中途退学者への支援)

退学後の状況等に関する実態の把握

② 障害のある子ども・若者の支援

(障害のある子ども・若者の支援)

インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえ、子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立った、特別支援教育の推進

(発達障害のある子ども・若者の支援)

健康診査等を通じた早期発見／相談・指導の実施（保健指導手引書の普及等）／学校における指導／「発達障害教育情報センター」等における啓発や情報提供等

(障害者に対する就労支援等)

障害者雇用の促進／ハローワークを中心とした「障害者就労支援チーム」による職場定着までの一貫した支援／能力開発施策の推進／学校における職業教育の充実

③ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等

(総合的取組)

非行防止と立ち直りのための少年や家族等への支援(「更生保護サポートセンター」や「サポートチーム」の活用)／地域の関係機関の連携(「学校問題解決支援チーム」や「学校・警察連絡協議会」の活用)

(非行防止、相談活動等)

未然防止、早期発見・早期対応につながる取組の推進／多様な活動の機会や居場所づくりの推進／学校や青少年センターにおける相談体制の整備／街頭補導活動の実施／少年の特性や立ち直りに配慮した迅速・的確な捜査・調査の推進／非行集団に対する取締り、少年の加入阻止や離脱の支援

(薬物乱用防止)

薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化や再乱用防止のための処遇など総合的な対策の推進／薬物乱用防止教室の開催等

(P薬物乱用防止戦略加速化WTの結論を踏まえ今後修正)

(被害者への配慮)

加害少年のプライバシーや健やかな成長への影響等を考慮した適切な情報提供の実施／加害少年に対するしよく罪指導の充実

(少年鑑別所等)

非行に陥った原因を明らかにし、再非行、再犯を防ぐために必要な処遇を実施できるようにするための、鑑別・観護の充実(家庭裁判所との連携)／

【P】

(少年院・児童自立支援施設等)

矯正教育、改善指導等の充実／個々の年齢や能力に応じた指導助言・教育体制の充実

(更生保護、自立・立ち直り支援)

介護・奉仕活動等の社会参加活動やしよく罪指導等の充実／保護司等民間ボランティア団体の活動の推進

(非行少年に対する就労支援等)

少年院・少年刑務所における就労意欲の喚起、職業技能習得の奨励／出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象とした、就労支援事業の推進

(いじめ・暴力対策)

問題行動を起こす児童生徒や事件を起こした少年の再発防止の推進／未然防止、早期発見・早期対応につながる取組の促進

④ 子どもの貧困問題への対応

(経済的困難を抱える家庭への支援)

子ども手当による支援／高校の実質無償化の定着／市町村が実施する就学援助の促進／大学等が実施する授業料減免措置の支援／奨学金の充実

(ひとり親家庭への支援)

子育てと就業の両立のための支援（児童養護施設等における一時預かり、家庭生活支援員の自宅派遣等）／母子家庭の母に対する就業支援サービスの提供等／生活保護の被保護者に対する就労支援／母子福祉資金の貸付け等／児童扶養手当の父子家庭への支給／生活保護の母子加算の支給

(世代を超えた貧困の連鎖の防止)

自立の前提となる子どもの学びの支援／学校、保育所等の公的施設を核に、教育、福祉など関係者が連携して生活面や学習面、家庭への支援などを行う仕組みの検討（P）

(状況把握)

子どもの貧困率の継続的な調査及び状況把握

⑤ 困難を有する子ども・若者の居場所づくり

(非行少年の立ち直り支援)

更生保護施設や自立援助ホームの充実／多様な立ち直り支援の推進

(要保護児童の居場所づくり)

小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の設置促進

(グループホーム等の居場所づくり)

児童養護施設等を出た後に修学・就労を目指す子ども・若者が生活のできるグループホーム等の居場所づくりの支援／【P】

⑥ 外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援

(外国人の子どもの教育の充実等)

公立学校における日本語指導・適応支援体制の整備／受入れ体制の整備(制度面での検討を含む)／公立学校への円滑な転入を目指した就学支援／進路指導の充実

(定住外国人の若者の就職の促進等)

就職支援ガイダンス、職業意識啓発指導、職業指導等の実施

(性同一性障害者等)

性同一性障害者や性的指向に関して困難を抱えている子ども・若者等に対する偏見・差別をなくすための啓発活動の実施

(十代の親への支援)

妊娠に伴う学業の継続支援／出産や子育ての知識や経験の不足に対する相談、支援の推進

(非嫡出子)

非嫡出子と嫡出子の相続分を同等化する民法改正について引き続き検討

(2) 子ども・若者の被害防止・保護

(児童虐待防止対策)

地域における子育て支援の充実／家庭支援の促進（親等への学習機会の提供、相談体制の充実など）／早期発見と早期保護のための取組／関係機関の連携／子どもを守る地域ネットワークの設置促進・機能強化／親権制限等の具体的在り方について検討

(その他の要保護児童への対応)

里親制度の充実／里親への研修や支援体制の充実／児童福祉司の配置の充実

(子ども・若者の福祉を害する犯罪対策)

児童買春、児童ポルノに係る犯罪等の被害防止のための、広報啓発や厳正な捜査の実施

(P 児童ポルノ排除対策ワーキングチームの結論により、今後修正)

(犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応)

専門職員等による立ち直り支援の推進／関係機関等の連携による相談、訪問活動や環境調整等の支援

(いじめ被害、自殺対策)

学校における未然防止、早期発見・早期対応につながる取組の推進／自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業／地域における心の健康づくりや相談体制の充実

(被害防止のための教育)

安全教育の推進／メディアリテラシーの向上、情報モラルの涵養／労働者の権利に関する知識を身に付けるための教育の推進（P）／消費者教育の充実／女性に対する暴力の予防啓発の拡充

3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する

(1) 環境整備

① 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

i 保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組

(家庭教育支援)

人材養成、学習機会の提供、相談体制の充実等地域の取組の支援／地域人材や民生委員・児童委員、学校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携の推進／家庭の教育力向上に向けた地域の取組の活性化／国民の理解の促進

(養育の多様化への支援)

養親子などの養育の多様化に配慮した支援の充実の検討

ii 外部の力も活用した「開かれた学校」づくり

(家庭・地域と一体となった学校の活性化)

地域住民のボランティア活動等による学校支援の促進（「学校支援地域本部」等）／コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置促進

(教育・相談の体制や機能の充実)

教員の資質向上方策の抜本的な見直し／スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など学校における相談体制の整備

iii 放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり

(放課後子どもプランの推進)

総合的な放課後児童対策の推進／就労希望者の潜在的なニーズに対応するための、放課後児童クラブの受入児童数の拡充

(中高生の放課後の居場所づくり)

中高校生の放課後の居場所づくり／中高生の地域コミュニティへの参加支援

(体験・交流活動等の場づくり)

青少年教育施設、都市公園等の整備／地域密着型スポーツクラブの育成／自然公園、河川や海岸などの水辺空間、森林の保全・整備

(図書館等の充実)

図書館や公民館の環境整備の推進／学校図書館の充実／司書教諭の配置促進

iv 子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり)

学校や通学路の安全点検の実施／防犯灯・防犯カメラの整備等による安全に配慮したまちづくりの推進

(安心して外出や外遊びができる環境の整備)

道路、路外駐車場、公園、官庁施設、公共交通機関等のバリアフリー化の推進／公園遊具の安全点検等

② 多様な主体による取組の推進

i 相談体制の充実

(子ども・若者総合相談センター)

相談、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供、助言を行う拠点としての機能を担う体制の確保（研修の充実や優良事例の紹介等の支援）

(オンブズパーソン等子どもの相談体制)

第三者的立場から調査を行い、関係機関等と調整しながら問題を解決する仕組みの普及

ii 民間団体等の取組の推進

(国民運動等の取組の推進)

地方公共団体、学識経験者、民間の関係者等と連携・協力した国民運動の気運の醸成／各界各層との意見交換の機会の確保

(「新しい公共」による子ども・若者を支える活動支援のための仕組みづくり)

子ども・若者を支える活動支援のための仕組みやネットワークづくりの推進（NPO税制を含む支援の在り方の検討など）

③ 関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成

i 専門職の養成・確保

(医療・保健関係専門職)

小児科医師、産科医師の確保・育成に関する調査研究の推進／保健師、助産師など看護職員の人材確保

(児童福祉に関する専門職)

児童福祉施設や児童相談所の職員体制の確保、養成・研修の充実

(思春期の心理関係専門職)

医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象とした心の健康問題に対応できる専門家の養成研修／矯正施設の心理関係専門職に対する研修の充実

(少年補導や非行少年の処遇に関する専門職)

少年補導職員の確保／少年相談等の専門家の育成／法務教官・保護観察官の指導力の向上

ii 地域における多様な担い手の育成

(青少年リーダー等の育成)

青少年リーダーを育成する青少年関係団体等の活動の支援／体験活動指導者や自然解説指導者の養成・研修の推進

(民間協力者の確保)

保護司、人権擁護委員、児童委員、少年警察ボランティア、母子保健推進員等の確保、研修の充実／ニートや非行に陥った少年、障害者等の就労について、企業や個人事業主等の協力者の確保

(同世代又は年齢の近い世代による相談・支援)

同世代又は年齢が近い世代の学生ボランティアの導入／価値観を共有する仲間による相談活動（ピア・カウンセリング）の普及／非行など問題を抱え

た少年の自立を支援する青年ボランティアの活動の促進
(子ども・若者自身のネットワーク)

子ども・若者自身のネットワークの形成や強化のための情報提供等

④ 子育て支援等の充実

(子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組)

「子ども・子育てビジョン」に基づく子育て家庭等への支援、保育サービス等の基盤整備、地域における子育て支援等／幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討

⑤ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

(青少年インターネット環境整備法の的確な施行等)

インターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動、フィルタリングの性能向上・利用普及、民間団体等の取組の支援／ネット上の違法情報・有害情報の把握、プロバイダ・サイト管理者等に対する削除依頼等の推進／ネット上に限らない有害情報に対する自主規制等の取組の促進／ゲーム等の利用に係る親子のルールづくり
／「出会い系サイト規制法」の効果的な運用による取締りの推進

(携帯電話等をめぐる問題への取組)

携帯電話の利用実態の把握／学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化／社会全体で見守る体制づくりの推進

(性風俗関連特殊営業の取締り等)

関連法令に違反する行為に対する積極的な取締り

(酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止)

販売時における年齢確認等の強化・徹底の要請／法令違反の所要の捜査・適正な処分

(2) 大人社会の在り方の見直し

(雇用・労働の在り方の見直し)

非正規雇用対策の推進／派遣労働者の保護の仕組みの強化、待遇の改善／「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現に向けた国民運動、制度的枠組みの構築や環境整備

(乳幼児と触れ合う活動の推進)

親と同じ立場で乳幼児と触れ合い、遊び、世話をする体験活動の推進

(虐待を行った保護者に対する対応等)

家族再統合や家族の養育機能の強化を図るための支援の充実／家族に対する長期的支援体制の整備／在宅支援の強化／虐待を行った保護者に対する治療や指導法の研究、開発・普及

(少年院在院者の保護者等に対する指導・助言等)

少年院在院者の保護者に対する指導・助言等の方法等の調査研究／保護観察に付されている少年の保護者に対する引受人会の実施

(家族や地域の大切さ等についての理解促進)

「家族の日」や「家族の週間」における啓発／地域や企業の取組等の表彰

第4 今後の施策の推進体制等

(1) 子ども・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

(調査研究)

子ども・若者や保護者の実態・意識等に係る調査研究(男女別の実態把握、行政分野横断的・学際的・国際的な調査研究の充実)

(調査データ等の共有・活用のための環境整備)

調査データ等の一元管理の仕組の整備／統計データの二次利用の適切な運用

(2) 広報啓発等

(広報啓発・情報提供等)

強調月間の設定や民間主体との連携・協力等による広報啓発や情報提供の実施／「児童の権利に関する条約」についての理解促進／子ども・若者向けの情報提供の実施

(3) 国際的な連携・協力

(国際機関等における取組への協力)

国連等における条約や行動計画等の取組への参画／相互交流等、国際協力の推進

(情報の収集・発信)

諸外国の情報の収集、提供／国内施策の諸外国に向けた情報発信

(4) 施策の推進等

(国の関係機関等の連携・協働の促進)

子ども・若者育成支援推進本部を中心とした関係行政機関相互間の緊密な連携・協力／地方公共団体との緊密な連携・協力

(地域における取組の推進)

地域における子ども・若者育成支援に関する仕組みづくりの推進／先進事例の情報提供等による全国的な取組内容の向上

(関係施策の実施状況の点検・評価)

子ども・若者育成支援推進本部の下に、有識者や子ども・若者の意見を聴きながら点検・評価を行う仕組みの設置

(子ども・若者の意見聴取等)

子ども・若者自身も含めた国民の意見聴取の実施／地方公共団体への事例紹介

(ビジョンの見直し)

おおむね5年を目途に見直しを実施

用語（注）

子ども・若者等

子ども：乳幼児期、学童期、思春期の者

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者

※学童期は、小学生の者

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの者

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合がある

※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

※このほか、法令等により用語が定められており、それを使用することが適切な場合には、その用語を使用